

注意！春の農繁期に事故多発

平成27年3月～5月「春の農作業安全確認運動」

広島県における農作業事故の発生は平成18年の907件をピークに毎年減少を続けています。平成24年には429件まで減少したものの、平成25年度は475件に増加し、依然として農業就業人口に占める事故割合は増加傾向にあります。

事故が多発するのは農作業が本格化する3月から5月で、農林水産省はこの時期に重点を置き、農作業事故ゼロを目指した「春の農作業安全確認運動」を展開します。

農作業事故は、農業機械での作業による事故が半数を占めております。農作業の際は、農業機械の安全な使用と整備を心がけましょう。



農業者のための労災保険 4/1から「年間保険料率」改定

労災保険・特別加入制度の労災保険料率が平成27年4月1日から改定となります。対象は「指定農業機械作業従事者」と「中小事業主等」です。

労災保険では、休業補償や治療費の全額補償等の補償が得られ、給付基礎日額を選択し、年間保険料を決定できます。労災保険の加入相談や申請は、JAグループの窓口・社会保険労務士法人 たんぼぼ会(電話 082-874-8947)にご相談下さい。



① 労災保険「特別加入」の保険料

- ※給付基礎日額は、3,500円～25,000円の中から選ぶことができます。
- ※実際の収入の多寡にかかわらず、給付基礎日額に基づいた金額が給付されます。

給付基礎日額 (日給を目安)	年間保険料		
	指定農業機械作業従事者	特定農作業従事者	中小事業主等
10,000円	10,950円	32,850円	47,450円
9,000円	9,855円	29,565円	42,705円
8,000円	8,760円	26,280円	37,960円
7,000円	7,665円	22,995円	33,215円
6,000円	6,570円	19,710円	28,470円
5,000円	5,475円	16,425円	23,725円
4,000円	4,380円	13,140円	18,980円
3,500円	3,831円	11,493円	16,601円

② 労働保険事務組合への入会費・年会費

加入保険	入会金	年会費・更新費
中小事業主等	20,000円	概算・確定保険料の6% (上限額45,000円、下限額9,000円)
特定農作業従事者	20,000円	1経営体3,000円+(1,000円×加入者数)
指定農業機械作業従事者	1,000円	1,000円

第14回全共 出品申込みと今後の対応

平成27年10月23日(金)から26日(月)の4日間に亘り、「第14回全日本ホルスタイン共進会」が北海道勇払郡安平町で開催されます。

広島県の出品申込みは5名から63頭の申込みがあり、以下のスケジュールに沿って、第14回全日本ホルスタイン共進会広島県対策協議会で選抜が行われます。

出品牛選考スケジュール

準備・手続き	期日
① 広島県対策協議会の立ち上げ	平成26年12月17日
② 出品申込みの締め切り	平成27年1月末まで
③ 一次審査(書類確認)	平成27年2月末まで
④ 広島県への第一次申込み	平成27年3月末まで
⑤ 二次審査(庭先確認審査)	平成27年5月中
⑥ 第一期全共事務局申込	平成27年7月末まで
⑦ 最終選定(集畜集合審査)	平成27年9月上旬
⑧ 最終全共事務局申込	平成27年9月20日まで

期間
限定

緊急「運転応援資金(乳代前渡金)」のお知らせ 申請は平成27年3月20日～平成27年4月30日

酪農経営の現状は、相次ぐ酪農経営者の廃業並びにこれに伴う飼養頭数の減少などから、生乳生産基盤は一途に脆弱し、これは広酪に限らず全国的な大きな課題となっています。

平成27年4月からの生乳1kg当たり約3円の乳価引き上げが決定しておりますが、期待の値上げ乳価からすれば大きく乖離しています。

酪農経営収支は、交雑種価格や経産老廃牛、E T和牛の高値安定に支えられてはいるものの、乳価引き上げを待たずして平成26年度第4・四半期の配合飼料価格や輸入乾牧草価格は値上げとなり、乳価引き上げに先行しております。

また、平成26年4月には消費税が8%に改定され、

消費税の納税負担も前年を大きく超えたものになっており、組合員各位には、その対応にあたり資金繰りにご苦労されているものと心配します。

こうした状況を斟酌し、広酪では組合員の酪農経営窮状を少しでも打開するための一助として、期間限定による緊急「運転応援資金」による融資措置を講ずることを決定しました。

組合員の皆様には、去る3月16日付で通知文書を発しておりますので、資金利用をご希望の方は、緊急「運転応援資金(乳代前渡金)」借入申込書【乳代前渡金用】をもって、最寄りの事業所又は本所事業推進課宛に申請下さい。

酪農窮状打開のための緊急「運転応援資金(乳代前渡金)」措置概要

区 分	内 容
1. 借入申請期間	平成27年3月20日以降平成27年4月30日迄
2. 組合による資金準備金額	4,300万円
3. 借入申請方法	1) 運転応援資金の利用を申請する組合員は、緊急「運転応援資金(乳代前渡金)」借入申込書【乳代前渡金用】の必要項目に記入又は署名・捺印し、広酪の最寄りの事業所又は、本所事業推進課に提出する。 2) この処理は、組合長決裁により行う。 3) 申請は、1組合員1回に限るものとする。
4. 生乳出荷組合員個別に及ぶ運転応援資金の融資限度額並び融資条件等	1) 対象組合員 平成27年3月以降、1年間以上の生乳出荷が見込まれる組合員であること。 2) 貸付利率：年率0.02% 3) 融資限度額 生乳出荷組合員にかかる平成26年2月から平成27年1月迄の期間内における生乳出荷月量の最大数値に、平成27年4月からの生乳値上げ単価3円を乗じて求めた金額に、係数3(注)を乗じて求めた金額を運転応援資金の融資限度額とする。 (注)係数3の根拠は、平成27年4月からの乳価値上げが決定した平成26年12月の翌月からの3カ月間(平成26年度第4・四半期)を待機期間とする。この3カ月をもって係数3とする。 4) 審 査 融資の可否判断においては、広酪が定める1組合員に対する貸付限度額の4,500万円の範囲内を考慮に含むものとし、これを超える場合は、この範囲内に止め融資を行うこととする。 5) 融資に及ぶ担保 利用組合員に及ぶ生乳受託販売代金とする。 6) その他 原則として運転応援資金の融資は、広酪の販売仮渡金、証書貸付金とは融資別枠とし、期間限定で取り扱う。なお、借入申請前、又は以後の生乳生産等の想定から生乳受託販売代金精算結果で差引手取り乳代の発生が認められない生乳出荷組合員についても、この利用を拒むことはしない。
5. 運転応援資金の償還期間・徴収方法など	1) 償還期間 平成27年5月以降12カ月以内とする。 2) 徴収方法 ・原則として平成27年5月以降、12回の分納(元金均等)により生乳受託販売乳代精算に併せて行うものとする。 ・万一、利用組合員に及ぶ期限利益の喪失などが生じた場合は、貸付金貸出規程(平成21年12月1日施行)の第6章「債権の管理保全」、第7章「債権回収」などに従い取り扱うものとする。

「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」 平成26年度から3年間の具体的取組を示す

広島県では、国の米政策の見直しやTPPをはじめとした国際化など、本県の農林水産業を取り巻く環境変化への対応やこれまでの取組の検証を踏まえ、「ひろしま未来チャレンジビジョン」の農林水産分野に関する計画「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」の目標をより着実に実現していくために、その具体的な取組を進める「アクションプログラム」を平成26年11月に策定されました。

これには平成27年度から平成29年度にかけて、担い手が将来の生活設計を描ける経営の確立を目指すため、重点的に取り組むことが掲げられています。

酪農部門では、性判別精液及び広島血統和牛受精卵の活用技術と体制強化、県産飼料の利用拡大等による生乳生産費の低減、酪肉複合経営の推進、WCS用稲等の良質飼料の生産支援と利用推進等の自給飼料の低コスト生産と利用強化等が含まれています。

この「アクションプログラム」は、広島県のホームページから閲覧できます。



- ・耕種と畜産農家の需給マッチングの推進
- ・専用収穫機の作業規模を考慮した生産団地の育成
- ・種子の増殖、供給
- ・コントラクター※による収穫作業受託、収穫機械の共同利用の推進
- ・TMRセンターへの流通ルートを検討した産地配置

コントラクター：農家の労働力を補うため、飼料作物の収穫作業等の農作業を請け負う組織

[トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [しごと・産業](#) > [農林水産業](#) > [農業](#) > 「2020 広島県農林水産業チャレンジプランアクションプログラム」策定について

登録事業「自動登録申込書」様式変更 「所有者変更の届出」欄を追加

自動登録申込時に「登録牛の同一家族への所有者変更届」を同時に提出する事例が多いことから、自動登録申込書の様式に「登録牛の同一家族への所有者変更届」の内容が追加されました。

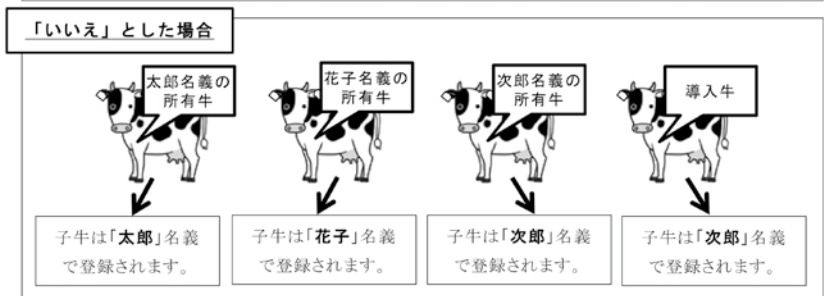
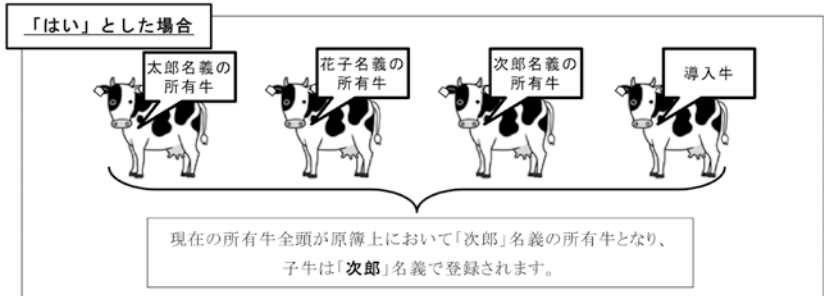
変更点は、最終項目「登録牛の同一家族への所有者変更をしますか」の確認欄が設けられ、「はい」とした場合は、申込者の家族会員の名義となっている現在の所有牛全頭を申込者欄に記入した一家族会員の名義に統一、「いいえ」とした場合は、自家生産牛は母牛の所有者名義で、導入牛から生まれた子牛は申込者欄に記入した名義で自動登録されます。何れも料金はかかりません。

なお、既に自動登録を実施されている農家が所有者変更を希望する場合は、従来の「登録牛の同一家族への所有者変更届」をご使用下さい。

例えば…

家族3名（中野太郎＝父、中野花子＝母、中野次郎＝息子）が会員で、「次郎」の名前を記入して、自動登録を申込み時

（登録牛の同一家族への所有者変更をしますか？）



分別協力のお願い 「廃プラスチック」 「広酪製造飼料の回収ラップ」



広酪が行うみわTMRセンターで回収する「廃プラスチック」の中に回収対象外のものが混在されています。再度、回収品目を確認頂き、分別に協力をお願いします。

1 「TMR配送時」での回収品目

○	×
<ul style="list-style-type: none"> ・ TMRのラップ ・ TMR吊りひもバンド ※それぞれ別の袋に分けて下さい。	この度混入が見られたもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入乾草ラップフィルム ・ 乾草結束バンド ・ PPひも

2 「廃プラ」回収日での回収品目

○	×
<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入乾草ラップフィルム ・ 牧草用ラップフィルム ・ 乾草結束バンド、PPひも ・ ビニール飼料肥料袋 ・ ディッピング液の容器 	この度混入が見られたもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭ゴミ(弁当ガラ、ペットボトル、缶、パン菓子類の袋) ・ 畦波シート、ライナーゴム、ミルクホース、長靴、バケツ

※廃プラ回収時(四半期に一度)持込みは可

4/20 ~ 24「廃プラスチック回収」

平成 27 年度第 1 回目の廃プラスチックの回収を次のとおり行います。回収を希望される方は、最寄りの回収場所に時間厳守のうえ持ち込み下さい。

なお、各回収日前日迄に申込書を本所事業推進課、又は各事業所へ提出下さい。申込書は最寄りの各事業所に備えております。問い合わせは、事業推進課又は最寄りの事業所までお願いします。

回収場所	回収日	回収時間
高宮ミルクボーイ	4月20日(月)	午前11時~午後3時迄
西部事業所	4月21日(火)	
東部事業所	4月22日(水)	
みわTMRセンター	4月23日(木)	
庄原倉庫	4月24日(金)	午前10時~正午迄

組合資産の機械・設備等の譲渡入札 全物件落札・譲渡先を決定

(3/4 広酪本所会議室)



旧庄原TMRセンターの機械・設備等の譲渡に関しては、理事会決定に基づき「らくのうだより」に売却掲載した後に入札によって売却先を決定することとしていました。

その結果、入札締切日平成 27 年 2 月 27 日迄に 8 名の応札があり、3 月 4 日、池田道明代表監事立会の下で開札し、12 の対象物件全ての落札と譲渡先を決定しました。

以後は事業推進課との調整によって、譲渡手続きを進めることとしております。

消費税の資金手当が来ていますか 資金繰りに目的積立の活用を！

昨年4月に消費税率が3%引き上げられました。消費税は利益に関係なく、赤字であっても納税義務が生じます。

春先以降には、消費税を含め、固定資産税、自動車税等何かと負担が伴います。計画的な資金繰りを考え備えておきましょう。

これらに備えて、広酪では生乳出荷組合員の皆さんの月々の受託販売生乳代金から生乳出荷1kgあたり〇円、又は定額で任意の目的積立制度を設けておりますのでご検討されては如何でしょうか。

ご依頼は事業推進課・経営指導相談係、又は最寄りの事業所までお願いします。

「搾乳施設点検」実施～再指摘が約半分・早期改善を

生乳出荷組合員を対象とする「搾乳施設点検事業」を実施しました。平成26年度の実施状況は以下のとおりですが、点検受入実施戸数は135戸と94%、その内、約6割の方が点検に立会され、現場対応頂きました。

また、指摘事項は266件で、⑤エアー漏れや⑧調圧

器の清掃不備、⑥真空計整備・交換、⑦圧力設定の要調整等が多く、昨年と同様の指摘は142件と53%に及んでいます。

今回の点検結果を踏まえまして早急な改善をお願いし、搾乳施設の衛生管理に努めて頂きますようお願いいたします。

1 ミルカー点検実施状況

地域	生乳出荷戸数	点検実施戸数	実施率	点検立会戸数	立会率
南部	12戸	11戸	92%	8戸	73%
西部	45戸	41戸	91%	24戸	59%
備北	44戸	43戸	98%	26戸	60%
東部	42戸	40戸	95%	32戸	76%
143戸	143戸	135戸	94%	90戸	63%

2 指摘事項の比較(H26年度とH25年度)

(単位:戸)

指摘事項	26年度(再指摘)	25年度	対前年比	改善率
①ポンプ能力測定不可	10(8)	10	100%	20%
②ポンプ整備・更新	11(6)	8	138%	25%
③オイルの流れ不良	9(6)	9	100%	33%
④Vベルト状態・交換	14(3)	11	127%	73%
⑤エアー漏れ対策	66(49)	63	105%	22%
⑥真空計整備・交換	30(12)	26	115%	54%
⑦圧力設定の調整必要	32(10)	19	168%	47%
⑧調圧器清掃不備	35(25)	40	88%	38%
⑨真空パイプ勾配	5(1)	2	250%	50%
⑩ミルクパイプ勾配	2(1)	2	100%	50%
⑪受送乳系汚れ	15(3)	16	94%	81%
⑫バケット異銘柄	4(4)	4	100%	0%
⑬ライナー交換・時期	7(1)	8	88%	88%
⑭クロー容量不足・キズ交換	1(1)	2	50%	50%
⑮クロー汚れ	2(0)	3	67%	100%
⑯ユニット真空系ゴム交換	20(10)	11	182%	9%
⑰ユニットミルク系ホース交換	3(2)	7	43%	71%

その他

⑱対象パルセーター台数	660	766	86%	
⑲調整・修理台数	108(24)	79	137%	70%
⑳バケットの調整・修理台数	28(7)	17	165%	59%

死亡牛「届出・BSE検査」48か月齢以上に 平成27年4月1日から

死亡牛の届出及び牛海綿状脳症(BSE)検査の対象月齢について、平成15年4月1日以降24か月齢以上とされていましたが、平成27年4月1日から48か月齢以上となりました。

1. 背景

有効な飼料規制及び国内で生まれた牛のBSE発生状況等の結果から、日本は平成25年5月に国際獣疫事務局(OIE)総会で「無視できるBSEリスク」の国に認定されました。これを受けて農林水産省は、平成27年4月1日から死亡牛の検査対象月齢を48か月齢以上に見直し、引き続き、国内におけるBSEの清浄性を確認していくこととされています。

なお、食用に供される牛のBSE検査対象月齢については、平成25年7月1日から48か月齢超となっています。

2. 平成27年4月1日以降の死亡牛の届出及びBSE検査体制

(1) 死亡牛の届出

48か月齢以上の牛が死亡した時は、当該牛の死体を検案した獣医師(獣医師による検案を受けていない牛の死体については、その所有者)は、当該牛の死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所長にその旨の届出が必要となります。

(2) 死亡牛のBSE検査

畜産事務所は届出のあった48か月齢以上の死亡牛のBSE検査を行います。

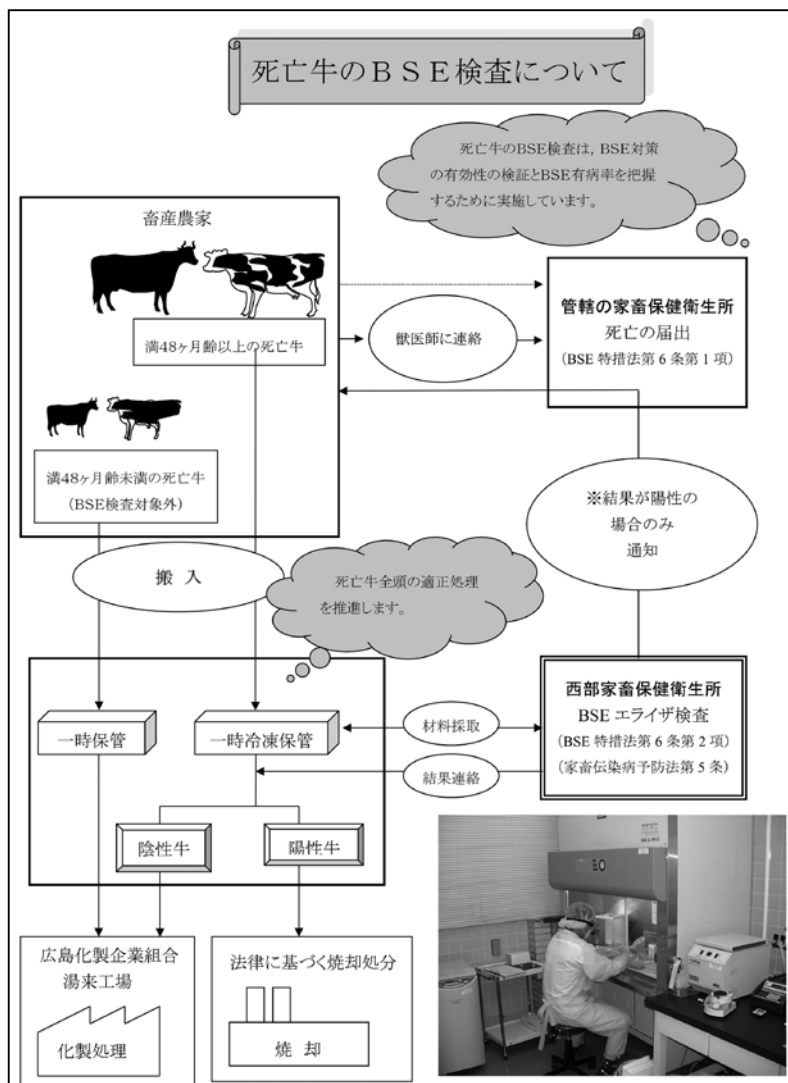
臨床症状からBSEが疑われる牛は、従前どおり全月齢の牛を検査対象とします。

※月齢変更の起点は、当該牛が死亡した日付です(例:平成27年3月31日以前に死亡した牛の届出を4月1日以降に行う場合は、24か月齢以上の牛が届出及びBSE検査の対象となります)。

(3) 死亡牛については、検査対象月齢にかかわらず、引き続きマニユフェス等の適正処理を継続して下さい。

3. 「死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業」に係る死亡牛の取扱い

(一社)広島県家畜畜産物衛生指導協会が行う「死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業」に係る補助対象死亡牛も24か月齢以上から48か月齢以上に変更となります。

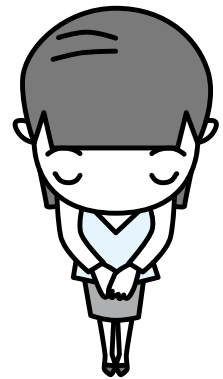


牛乳類の販売価格が変わります！

各乳業メーカーは、平成27年4月1日からの乳価引き上げに加え、資材包材費、光熱費等の高騰を理由として、平成27年4月1日から牛乳類の価格改定を実施します。

広酪においても、各乳業メーカーより仕入販売する牛乳類の取扱価格の改定をさせていただきます。販売店には3月9日から順次、市乳販売促進課、各事業所から価格改定のお願いと酪農理解活動を行い、一般消費者にはホームページを通じてお知らせします。

価格改定は牛乳類、ヨーグルト、チーズ等の乳製品が対象となります。販売価格等は広酪本所市乳販売促進課、又は最寄りの事業所等にお問い合わせ下さい。



「七塚バター」2つの規格変更 使い切りタイプ「150g」と業務用「450g」新発売



広酪オリジナル商品「七塚バター」の容量を使い切りサイズとして、「200g」から「150g【一般販売価格 470円(消費税込み)】」に変更します。切り替え時期は6月1日を予定しております。

また、ケーキや料理等の材料として大変好評を戴いていることから、業務用サイズ「450g」を新発売することとしました。ただし、業務用サイズは原則として30個入り/1ケース単位での販売【一般販売価格 1,410円/個(消費税込み)】で、外箱は付いておりません。この切替時期は200gの在庫が無くなり次第とさせていただきますが、この時期は6月中旬頃と見込んでおります。

詳細が決定次第、ひろらくのHP、「らくのうだより」等でお知らせ致します。

広島県食育推進会議

減塩効果のある「乳和食」をPR

広島県では、平成18年10月16日に「広島県食育基本条例」を公布・施行され、食育推進に取り組まれています。この取組にあたっては「広島県食育推進会議」が開催され、広酪からは鈴木道弘専務が委員として出席しています。

鈴木専務は、減塩効果のある牛乳料理として「乳和食」をPRし、「減塩のために調味料を減らし、その代わりに牛乳を使用することで、塩分量が減っても味にはコクが出てまろやかになる。ぜひ、調味料に変えて牛乳を使用する新しい和食「New和食」を活用頂きた

い」と情報発信しています。

こうした取り組みが学校給食や団体、会社の食堂等に普及していくことを願っています。

